

長野県立大学後援会会則

(名称)

第1条 本会は、長野県立大学後援会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、長野県立大学（以下「大学」という。）の発展を期すとともに、学生の福利厚生に寄与することを目的とする。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、大学内に置く。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学生の福利厚生に関する事業
- (2) 学生の課外活動に関する事業
- (3) 学生のための就職開拓に関する事業
- (4) 会員相互及び会員と大学の連絡等に関する事業
- (5) その他本会の目的達成に必要と認める事業

(会員)

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 大学に在学する学生の父母等保護者
- (2) 賛助会員 職員・卒業生及び卒業生の保護者等並びに本会の趣旨に賛同する者

(役員等)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

- 2 会長・副会長は、理事会で推挙し総会で決定する。
- 3 役員は任期は、1年とする。但し、再任を妨げない。
- 4 役員は無報酬とする。
- 5 本会に事務長及び書記を若干名置くことができる。

(役員等の選出)

第7条 役員は、正会員のうちから総会において選出する。

- 2 事務長は、大学職員のうちから委嘱する。

3 書記は、大学職員のうちから委嘱する。

(役員等の職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を組織して、会務を運営し、本会における重要事項を審議する。

4 監事は、会務及び会計を監査する。

5 事務長は、本会と大学との連絡を掌る。

6 書記は、会長の命を受けて庶務並びに会計の事務処理を行う。

(会議)

第9条 会議は総会及び理事会とし、会議の議事は出席者の過半数をもって決する。

2 会議は、会長が招集する。

3 総会は年度初めに会長が招集し、次の事項を審議する。但し、会長が必要と認めるときは、臨時に総会を開くことができる。

(1) 役員を選出に関する事。

(2) 予算及び決算に関する事。

(3) 会則の変更に関する事。

(4) 事業に関する事。

(5) その他理事会において必要と認める事項。

4 理事会は、会長、副会長、理事及び監事をもって構成し、会長が必要と認めるときに招集する。

(経費)

第10条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって運用する。

(会費)

第11条 正会員の会費は、入学生1人につき40,000円を4年分とし、入学時に納めるものとする。

2 賛助会員の会費は、1口10,000円とする。

3 一旦納入した会費は、返還しない。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(その他)

第13条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成30年4月1日から施行する。